○国土交通省告示第四百八十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十九年三月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

第１　起業者の名称　中日本高速道路株式会社及び国土交通大臣

第２　事業の種類

１　中日本高速道路株式会社起業に係る事業

高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線新設工事（伊勢原ジャンクション（仮称）から御殿場ジャンクションまで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道、町道、普通河川、農業用用排水路及び農業用道路付替工事

２　国土交通大臣起業に係る事業

一般国道138号改築工事（仁杉ジャンクション関連）並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事

第３　起業地

１　第２の１に係る事業

⑴　収用の部分　神奈川県伊勢原市子易字大坪、字中川原及び字南澤地内

神奈川県秦野市寺山字大仙寺、字角ヶ谷戸及び字中丸、菩提字上ノ山、字清水河原、字横手、字花鳥、字ヶ谷戸尻、字政ケ谷戸及び字與治ヶ谷戸、横野字下開戸、字宮下、字宮ノ子、字山王原及び字押立、戸川字諏訪ノ原、字上開戸及び字松川原、堀山下字宮及び字小ヶ谷戸、堀西字上森戸、字中丸、字下森戸及び字森戸下、三廻部字東耕地、字南開戸、字向山及び字下向山、柳川字李畑、字竹ノ上、字湯ノ上、字堀ノ内、字不動山、字溝ノ尾及び字土橋、八沢字古多部、字土橋、字本八沢、字クネノ内、字橋津部、字清戸、字棚原、字鶴牧田及び字神尾並びに菖蒲字平台及び字道場分地内

神奈川県足柄上郡山北町向原字天狗沢、字高石、字柳沢、字石坂及び字大コロ沢、岸字長畑及び字官野地、山北字芝安戸、字小畑及び字長岩並びに皆瀬川字市間向、字日向山、字猿山、字舟窪、字地藏岩、字沢山及び字寅ノ洞地内

静岡県駿東郡小山町柳島字炭畑、字殿屋敷、字遠茂白及び字附野、湯船字尾崎、字家ノ後、字宮ノ前、字横溝、字坊ケ沢及び字子り坂、上野字下ノ原及び字諏訪平、中日向字尾尻、字向耕地、字南原及び字西原、大御神字川久保、字尾尻、字木賀及び字木賀の沢、棚頭字上ノ原、用沢字萩窪、字萩塚、字大宗り、字上ノ林、字大堰下及び字上ノ畑並びに一色字宮沢、字兎野、字宮ノ上、字蓬原、字上ノ山、字川原、字堰下及び字井多野地内

静岡県御殿場市上小林字熊倉、字丸、字大平、字南田、字マセクチ、字下大平、字塚上、字一ッ橋及び字向中ノ山、塚原字北大反、字菖蒲沢及び字中ノ山、六日市場字三角畑、字細畑、字萩原畑、字樽地原、字久保畑及び字今中島、柴怒田字大杉、字向畑、字野中、字坂ノ下久保及び字坂ノ下、仁杉字藤原、字滝ノ尾、字大ソリ、字野中、字才木沢、字長塚及び字矢ケ久保、茱萸沢字土台、字彦左衛門作、字長畑頭、字フケ田、字シケマ、字野添、字鬼ケ原、字海道畑、字大畑内、字長畑尻、字小山、字三枚畑、字元木原、字藤畑、字中尾、字中島通、字内新田、字アラク、字墓所、字林畑、字林頭及び字立道、萩原字立道、川島田字林頭、字山神所、字湯沢平、字中原及び字塚倉、杉名沢字上北沢、字山道及び字瀬戸ノ沢、竈字道下及び字郡内道並びに神場字芹沢、字北原、字上ノ山、字屋敷添、字水上及び字川尻地内

⑵　使用の部分　神奈川県伊勢原市子易字大坪、字中川原、字南澤、字トゲノ及び字大和田並びに三ノ宮字尾根窪、字澤山及び字髙取地内

神奈川県秦野市寺山字地嶽カエリ、字後田畑、字タコウチ、字後林、字後山、字猿山、字道剣山、字大畑ヶ、字高畑ヶ、字上島、字大仙寺及び字角ヶ谷戸、菩提字上ノ山、字清水河原、字横手、字花鳥、字ヶ谷戸尻、字政ケ谷戸及び字與治ヶ谷戸、横野字下開戸及び字宮下、戸川字松川原、堀山下字宮、堀西字下森戸及び字森戸下、三廻部字東耕地、字下向山及び字柳川境、柳川字李畑、字竹ノ上、字不動山及び字溝ノ尾並びに八沢字本八沢及び字橋津部地内

神奈川県足柄上郡山北町向原字天狗沢、字柳沢、字石坂及び字大コロ沢、岸字長畑及び字官野地、山北字芝安戸、字柳ケ尾、字赤坂、字熊渡り、字向後畑、字小畑及び字長岩並びに皆瀬川字市間向、字日向山、字古宿及び字舟窪地内

静岡県駿東郡小山町柳島字炭畑、字殿屋敷、字遠茂白及び字附野、湯船字尾崎、字家ノ後、字宮ノ前、字横溝、字坊ケ沢、字子り坂及び字下原、上野字一沢、字下ノ原及び字諏訪平、中日向字尾尻、大御神字木賀の沢、棚頭字上ノ原並びに用沢字萩窪、字萩塚、字大宗り、字上ノ林、字大堰下及び字上ノ畑地内

静岡県御殿場市上小林字一ッ橋及び字向中ノ山、塚原字菖蒲沢及び字中ノ山、六日市場字三角畑及び字細畑、柴怒田字坂ノ下、仁杉字藤原、字滝ノ尾、字野中、字才木沢、字長塚及び字矢ケ久保、茱萸沢字土台、字彦左衛門作、字長畑頭、字フケ田、字シケマ、字野添、字鬼ケ原、字海道畑、字大畑内、字長畑尻、字小山、字三枚畑、字元木原、字藤畑、字中尾、字中島通、字内新田、字アラク、字墓所、字林畑、字林頭及び字立道、萩原字立道、川島田字林頭、字山神所、字湯沢平、字中原及び字塚倉、杉名沢字上北沢、字山道及び字瀬戸ノ沢、竈字道下及び字郡内道並びに神場字水上及び字川尻地内

２　第２の２に係る事業

⑴　収用の部分　静岡県御殿場市仁杉字上ノ山、字藤原、字水口及び字岩ノ上並びに中畑字東村地内

⑵　使用の部分　静岡県御殿場市仁杉字上ノ山、字藤原及び字水口並びに中畑字東村地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

⑴　第２の１に係る事業

申請に係る事業は、神奈川県伊勢原市高森一丁目地内の伊勢原ジャンクション（仮称）から静岡県御殿場市神場字川尻地内の御殿場ジャンクションまでの延長48.0㎞の区間（以下「本件高速自動車国道区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線新設工事及びこれに伴う附帯工事並びに市道、町道、普通河川、農業用用排水路及び農業用道路付替工事」（以下「本件高速自動車国道事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件高速自動車国道事業のうち、「高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線新設工事」（以下「高速自動車国道本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第１号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、また、高速自動車国道本体事業の施行により遮断される市道及び町道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、高速自動車国道本体事業の施行により遮断される普通河川の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第２号に掲げる公共の利害に関係のある河川に関する事業に該当し、高速自動車国道本体事業の施行により遮断される農業用用排水路及び農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第５号に掲げる地方公共団体が設置する用排水路及び農業用道路に関する事業に該当する。さらに、高速自動車国道本体事業の施行に伴う附帯工事として行う仮橋の設置工事は、法第３条第35号に掲げる事業に該当する。

⑵　第２の２に係る事業

申請に係る事業は、静岡県御殿場市仁杉字上ノ山地内から同市中畑字東村地内までの延長0.7㎞の区間（以下「本件一般国道138号区間」という。）における「一般国道138号改築工事（仁杉ジャンクション関連）並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事」（以下「本件一般国道138号事業」という。）である。